

第12章 地震警防計画

第1節 発災型地震計画

大規模地震が発生した場合には、家屋の倒壊による人命損傷はもとより、同時多発火災により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防の全機能を挙げて出火防止、初期消火及び延焼の拡大防止に当たるとともに救助・救急活動を行い、地震災害から市民の生命と身体の安全を図る。そのため、人命の安全に直接関係する地域や、避難道路の優先的な消防活動をはじめ、市民生活に直接影響する施設の重点防護等、市民の安全確保を目的とした消防活動を展開する。

また、この種の災害においては、交通、避難、広報、救援及び救護等総合的施策との関連が極めて重要であるので、逗子市災害対策本部の第一線機関として、防災関係機関との密接な連携のもとに活動する。

1 震災特別配備体制

大規模地震が発生した場合、消防長は被害の状況により第2章第2節の「異常災害時の部隊編成」又は「非常災害時の部隊編成」を発令し、警備体制を整えるものとする。

2 消防指揮本部の設置

震災特別配備体制を確立し、災害対策の万全を図るため、第2章第4節の「消防指揮本部」を設置するものとする。

3 職員の動員及び参集

(1) 非常招集及び動員基準

震災特別配備体制が発令されたときは、消防の総力を結集するため、第2章第5節の「動員及び参集」により非勤務職員の非常招集を行うものとする。

(2) 震災特別配備体制発令時の参集

ア 服装及び携行品

(ア) 応急活動に適した服装とすること。(活動服、編上靴等)

(イ) 帽子又はヘルメット、手袋を着用すること。

(ウ) 水、食糧、懐中電灯を携行すること。(その他、ラジオ、ロープ、ノコギリ、スコップ、バール、ハンマー、斧等があれば持参する。)

イ 参集手段

徒歩、自転車又はバイクで参集すること。

ウ 情報の収集

職員は、参集途上に市民の動向、道路障害、災害状況等を把握し、参集後所属長に報告するものとする。

4 部隊編成

(1) 部隊編成の基本

発災当初は必要最小限の人員で、1隊でも多く部隊を編成することを重点とし、時間経過とともに部隊への増員等強化充実を図る。

(2) 部隊編成上の留意事項

- ア 発災時の部隊編成は、原則として火災に対処する体制を優先とし、火災が少なく、救助、救急事象が多い場合は、これに対処する部隊編成とする。
- イ 増強消防隊の出場が確保できない署所は、事前に消防団と協議して出場体制を確保する。
- ウ 消防車両等が道路事象により通行不能となったときは、直ちに徒歩隊等を編成し、防御活動等を実施する。

5 初動措置

震災特別配備体制が発令されたときは、直ちに次の初動措置をとり、消防活動体制を整える。

(1) 警備課長及び分署長の初動措置

日勤者不在時にあっては、消防指揮本部の体制が確立されるまでの間、消防長等への報告及び特に緊急な事項を行うほか、次の措置を実施する。

- ア 震災特別配備体制の発令及び伝達
- イ 消防指揮本部の設置
- ウ 初期情報の収集、伝達
- エ 関係機関への連絡（逗子市災害対策本部及び防災関係機関等）
- オ その他必要な措置

(2) 警備課長及び分署長の初動措置

- ア 人員、車両、資機材及び庁舎状況の確認及び必要な措置
- イ 通信関係施設の確認及び情報収集伝達機能の確保
- ウ 津波警戒のための海面監視
- エ 巡回又は高所見張りによる情報収集

(3) 初動措置の留意事項

震度4に至らない地震であっても訓練の見地から必要と認めるときは、初動措置を実施し、震災時の活動要領を積極的に教養をする。

6 署外活動中の消防隊等の措置

震災特別配備体制発令時に署外活動又は災害活動に当たっている消防隊等の措置は次のとおりとする。

- (1) 調査及び事務連絡等で署外活動中の消防隊等が震災特別配備体制の発令を覚知したときは、直ちにその業務を中止し、付近の災害状況等の情報収集を行い、被害状況等を通信指令室に報告し、速やかに帰署する。
- (2) 災害活動中の消防隊等が震災特別配備体制を覚知したときは、原則として着手している災害活動を継続する。

7 情報収集及び伝達

地震発生後、応急活動に必要な情報を迅速的確に収集、伝達するため次により実施する。

(1) 初期の情報収集と伝達活動

地震発生後、初期の情報収集と伝達は、火災に係る情報を主体とし、速やかに次により実施すること。

- ア 市民からの情報収集

災害の発生場所、種別及び規模、人命危険の有無及び人的・物的被害の状況、応急活動の有無、その他災害対策上必要な情報

イ 消防団からの情報収集

火災の発生場所、程度及び延焼方向、道路及び建物等の損壊による道路障害状況、出場体制及び活動状況、その他必要な情報

ウ 消防部隊による情報収集

(ア) 高所見張員

火災の発生場所、程度及び延焼方向、道路及び建物等の損壊状況、その他必要な情報

(イ) 署所勤務員

署所付近の火災発生場所、程度及び延焼方向、道路及び建物等の損壊状況、津波被害状況、庁舎の被害及び通信施設の障害状況、消防職団員の参集状況、その他必要な情報

(ウ) 署外活動中の消防隊等

付近の火災発生場所、程度及び延焼方向、大規模救助・救急事象の発生場所及び程度、道路及び建物等の損壊等による道路障害状況、津波被害状況、その他必要な事項

(エ) 職員の参集途上の情報収集

参集途上における火災発生場所、程度及び延焼方向、大規模救助・救急事象の発生場所及び程度、道路及び建物等の損壊等による道路障害状況、津波被害状況、その他必要な情報

(2) 中期、終期の情報収集と伝達活動

地震発生に伴う災害応急活動最盛期から、震災特別配備体制が解除されるまでの情報収集、伝達は、地震災害に係る全ての情報を集約整理するため、次により実施すること。

ア 消防庁舎の損壊及び消防通信施設の被害状況

イ 職員の動員状況及び部隊の編成状況

ウ 消防隊等及び消防団の主要な活動概要

エ 逗子市災害対策本部からの情報

オ 住民の避難勧告指示状況

カ 人的被害状況

キ 火災発生及び住家の損壊状況

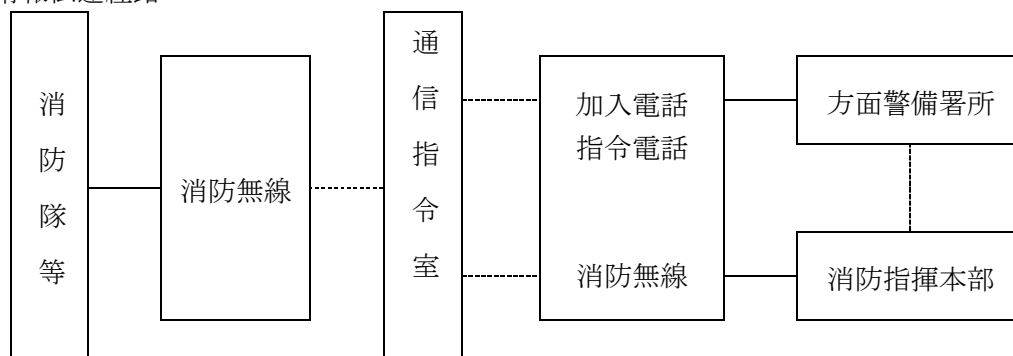
ク 河川、堤防の被害及び崖の崩壊状況

ケ 主要道路及び橋りょうの被害による交通障害状況

コ 社会的重要な施設の被害状況

サ その他必要と認めるもの

(3) 情報伝達経路



(4) 消防指揮本部と逗子市災害対策本部との調整

情報収集にあつては、逗子市災害対策本部と連絡を密にし、相互に収集した情報の通報確認を行い、調整を図るものとする。

(5) 広域応援要請

地震災害の規模が大きく、市単独の消防力では対応不可能な場合は、必要に応じ県内消防相互応援協定等による他市町村への応援要請や県外緊急消防援助隊の出動要請などを行う。

8 消防広報体制

突発的に発生した地震により、市民に対して出火防止措置及び正しい情報を伝達し、混乱防止と安全確保を図るため、第8章「情報収集、伝達計画」により広報を行う。

(1) 地震発生直後の広報

- ア 出火防止及び初期消火の呼び掛けに関する事。
- イ 津波警報及び避難に関する事。
- ウ 地震時の一般的注意事項に関する事。
- エ 災害情報に関する事。
- オ その他必要な事項に関する事。

(2) その後の広報

- ア 災害情報及び被災状況に関する事。
- イ 災害対策活動体制及び活動状況に関する事。
- ウ 地震時の一般的注意事項に関する事。
- エ その他必要な事項に関する事。

9 通信体制

大規模な地震が突発的に発生したときは、次により実施する。

(1) 通信体制

消防隊等の運用のための無線通信については、通信指令室を経由して行うことを原則とし、方面警備署所にあつては、可搬型無線機を活用し、災害の状況に応じて適切な通信体制の確立に努めるものとする。

(2) 無線統制

同時多発火災に対応するため、基地局から選択呼出しによる通信方法を原則とし、混信、混乱の防止を図る必要があると通信長が認めたときは、第8章第2節「消防通信指令体制」により無線統制を実施する。

(3) 通信系の指定と優先順位

- ア 消防指揮本部←→方面警備署所
 - (ア) 指令電話
 - (イ) 加入電話
 - (ウ) 消防無線
- イ 消防指揮本部←→出場部隊
 - 消防無線
- ウ 方面警備署所←→出場部隊

消防無線
エ 出場部隊←→活動隊員
消防無線

10 警防活動

(1) 消火活動の優先

地震災害発生時には、人命に係る多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するのは、二次的に発生する火災である。人命の安全を確保するため総力を挙げて火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図る。

また、断水による消火栓の使用不能が予想されることから、河川等の自然水利及びプール、飲料水兼用防火水槽等の防火用水施設を有機的に活用し、火災の鎮圧及び延焼拡大の阻止に当たる。

(2) 人命救助・救急活動

地震災害発生時には、落下物、建物の倒壊、火災等により多数の負傷者や生き埋めとなった人々が続出する。こうした人々の救出・搬送は一刻を争うことから、地域住民、自主防災組織、消防団、災害対策本部などと連携し、有機的な活動を行う。

(3) 緊急通行路の確保

火災現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察署、道路管理者、災害対策本部に交通規制、道路啓開を要請する。

また、警察官がいない場合で、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき認めるときは、消防用緊急車両の円滑を確保するため、放置車両の撤去等必要な措置を行うものとする。

11 消火活動要領

震災時の消火活動は、次により実施すること。

(1) 震災消火活動の基本

震災時の消火活動は最優先とし、消防力が優勢のときは、先制防御活動により一挙鎮圧を図り、また劣性のときは、次の原則に基づいて消火活動を実施する。

ア 重要防御地区優先

同時に複数の延焼火災を覚知したときは、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

イ 消火有効地域優先

同規模の延焼火災が出場管内に複数で発生したときは、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

ウ 市街地火災優先

市街地の延焼火災及び市街地に面する部分の延焼火災の消火活動を優先とする。

(2) 初期消火活動体制

ア 配備場所又は、その付近で火災が発生したときは、直ちに消火活動を行い、配備場所の安全を確保したのち、消火活動の範囲を順次周辺へ拡大するものとする。

イ 地域活動中の消防隊にあっては、所在地点を中心とした火災発見に努め、火災を発見したときは、自主防災組織等を指導し消火活動を行う。

なお、津波に係る警戒区域内における消火活動については、津波来襲時の安全確保に努めるものとする。

(3) 炎上火災消火活動体制

配備場所又はその付近で火災が発生し、消火が困難と思われるときは、直ちに通信指令室に報告するほか、必要に応じ応援隊の出場を要請して延焼防止に全力を傾注する。

(4) 大規模火災消火活動体制

ア 防御線の設定等

前号の活動では火勢の阻止ができないと認めるときは、時期を失することなく適切な防御線を設定する。

イ 防御線の基本

防御線は、幹線道路又は河川、鉄道、空き地等で阻止すべき面に耐火建築物の多い地域に設定することを原則に、有効な防御活動に努めるほか、飛火警戒及び住民等に対する避難の指示、誘導等を併せて行う。

12 救助・救急活動要領

震災時の救助、救急活動は、次により実施すること。

(1) 震災時の救助、救急の基本

震災時の救助、救急活動は、救助隊、救急隊及び徒歩隊等により、人命の救助並びに救命活動を優先し、次の原則に基づき実施する。

ア 重症者優先

救助並びに救急活動は、救命の措置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ救助、救急活動を実施すること。

イ 災害時要援護者優先

負傷者多数の場合の救助、救急活動は、幼児、老人、身体障害者等災害時要援護者を優先して実施すること。

ウ 火災現場付近優先

延焼火災が多発し、同時に多数の救助、救急事象が併発しているときは、火災現場付近を優先に救助、救急活動を行うこと。

エ 救助、救急効率重視

同時に小規模救助、救急事象が併発したときは、救命率の高い事象を優先に救助、救急活動を行うこと。

オ 大量人命危険対象物優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救助、救急事象が併発しているときは、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助、救急活動を行うこと。

(2) 発災初期の活動体制

地震発生当初は原則として、署所周辺の救助、救急を行い、積極的に大規模事象の発見、並びに救急病院等の受け入れ体制を把握し、広域救助、救急体制に移行する体制を整える。

(3) 火災が少ない場合の体制

火災が少なく救助、救急事象が多いときは、早期に部隊編成順位を切替えて災害現場に投入し、積極的な救助、救急体制を確保する。

(4) 救助、救急事象の把握

救助事象は、出火防止等の広報に出場中の広報車、参集職員、消防団員、自主防災組織及び通行

人並びに警察官等、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努めること。

(5) 消防指揮本部長の判断

消防指揮本部長は、地震発生後本市の火災状況を把握し、次により活動方針を決定する。

ア 延焼火災が多発したときは、全力を挙げて消火活動を行うほか、非勤務職員が参集し、余力が生じた時点で消火活動と並行して、救助隊、救急隊及び徒歩隊等により、火災現場及びその周辺における救助、救急活動を行う。ただし、火災は発生しているが、延焼火災が少なく現有消防力で対応できる見通しがあるときは、他の部隊により消防活動と並行して救助、救急活動を実施させること。

イ 現場救護所の設置

(ア) 現場救護所の設置要領

- a 傷病者が多数発生している災害現場には、現場救護所を設置し、救護活動を行うこと。
- b 現場救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心にあて、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強する。

(イ) 現場救護所の任務等

- a 現場救護所は、傷病者の救命効率を図るため、次の任務を行うこと。
 - (a) 傷病者に対する救命処置
 - (b) 傷病者の傷病程度の選別
 - (c) 傷病者の搬送順位の決定
 - (d) 傷病者数、氏名、年令、性別等の記録
- b 現場救護所には、直近の医師又は、地域防災計画に基づき、編成される医療救護班の派遣を求める。
- c 傷病者の搬送は、医療機関又は仮設救護所の受入れ体制を確認後行うこと。

(6) 関係機関との協力

消防指揮本部長は、災害発生時における総合的な救助、救急体制を確立するため、逗子市災害対策本部及び各防災機関並びに医療機関と緊密なる連絡を図り、協調を図るものとする。

13 津波対策活動要領

地震発生後の津波対策は、海面監視及び情報収集に全力を傾注し、迅速かつ適切な部隊の配置に基づき、地域住民への周知を行い安全避難の徹底を図るため、次により実施する。

(1) 活動方針

ア 広域、周知の迅速徹底

消防隊及び消防団は、津波の発生又は、発生のおそれがあるときは、海岸及び沿岸道路若しくは、沿岸住民に対し、迅速、的確に広報を実施して周知の徹底を図る。

イ 短時間避難

避難に際しては、津波到達時間を予測して到達以前に避難を完了させる必要がある。したがって短時間にしかも整然と実施すること。

ウ 高所避難

警戒地域の実情を判断し、地形上高所への避難若しくは、鉄筋コンクリート3階以上の建築物への避難を優先し、実施すること。

エ 災害時要援護者優先避難

避難の指示は、幼児、老人、身体障害者等を優先して実施すること。

(2) 津波対策活動体制

ア 発災するおそれのあるときの活動体制

消防隊は、定められた配置に基づき広報並びに避難指示を行うとともに、海面監視及び情報の収集に努め、発災時の体制に移行する。

イ 発災初期の活動体制

津波発生当初は、原則として避難誘導に主力をおき、高所への避難及び警戒区域を設定し、立入禁止等の措置を講ずる。

ウ 発災、中・後期の活動体制

早期に部隊の増強を図り、発災地域の広報、避難誘導等を行うとともに避難、広報体制の確立を図る。

(3) 津波事象の把握

津波の発見は、監視のみでは困難のため、あらゆる情報を収集把握し、関係機関からの情報媒体を活用して覚知に努める。

(4) 消防指揮本部長の判断

消防指揮本部長は、津波発生後災害状況を把握し、次により方面警備署所に活動方針を指示する。

ア 沿岸全域にわたって被害が確認されたときは、余力部隊を投入し、津波の現場及びその周辺における避難の誘導及び広報を行うこと。

イ 局部地域の被害が確認されたときは、現有消防力の一部を転用し、消防活動と並行して避難及び広報に従事させる。

(5) 現場活動及び任務

ア 出場中の各隊（分団も含む）は、海面監視及び広報並びに避難誘導等を行い、異常を認めたとときは、速やかに通信指令室へ報告する。

イ 出場中の各隊は、通信指令室からの情報を聴取し、緊急時の活動体制がとれるよう各隊員間との連絡を密にする。

ウ 広報活動にあっては、担当区域を徹底して行うとともに、併せて避難の指示等も行う。

エ 避難の指示等は明確な避難場所を指示し、迅速かつ適切に行う。

(6) 関係機関の調整

消防指揮本部長は、逗子市災害対策本部と連絡を密にし、相互に情報を収集するとともに、方面警備署所は、津波対策活動体制の確立を図る。

14 避難の勧告、指示

消防指揮本部長は、地震災害等から地域住民の生命、身体を保護する必要があるときは、災害対策本部長に報告し、第14章「避難計画」により住民に対する避難の勧告、指示に当たるものとする。

15 応急手当方法の指導

地震発生時には、同時に多数の負傷者が発生し、それらの負傷者の最初の救護者は近くの住民となる。このため、第11章第2節の「救急対策」により、市民に対する応急手当方法の指導を積極的に推進するものとする。

16 防火意識の啓発

地震発生時には、火気を使用する器具及び発火危険薬品の漏えい、混触等により広域にわたって同時多発的に火災が発生し、特に木造密集地においては大火災に発展する危険性が極めて大きい。

このような火災の発生や延焼の拡大を防止するため、第6章の「災害予防計画」により初期消火の徹底など出火防止を基本とした火災予防指導や防災上重要な施設における防災教育の充実を図る。

17 報 告

(1) 活動被害等の報告

警備課長又は分署長は、震災特別配備体制が解除されたときは、第4章「調査計画」により活動報告及び被害報告を行う。

(2) 報告期日

報告の期日については、被害調査が終了した翌朝とする。